

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第239号

2007年1月25日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会长 横山弘美

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年1月18日付けで諮問（第240号）された固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

生活保護法（以下「法」という。）は、日本国憲法第25条第1項に規定されている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」（第1条）とされている。

この、最低限度の生活を保障するため、法第11条第1項により8種類の扶助を行うこととされ、その決定は、法第24条により「保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」（第1項）ことと「第1項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。」（第3項）と定められている。

また、この決定には、要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入状況が必要であり、法第29条の規定に基づき、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、・・・、報告を求めることができる。」とされている。

のことによる個別事案について、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問を行い、個人情報を目的外に提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について、2007年1月11日に開催された本審議会において、承認するとの答申を得ている。

生活保護受給者は年々増加しており、この照会については、多数有り、今後都道府県知事・市長・社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「自治体の長」という。）から法第29条の規定に基づく所得等の調査書により、固定資産税課税情報の目的外提供の依頼が増加することが見込まれ、迅速な対応が求められるため、2007年1月11日に開催された本審議会において承認された目的外に提供する個人情報に限り、本審議会に諮問の手続きを経なくても目的外に提供できるという包括的な取り扱いをしたく諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

生活保護の要保護者及びその扶養義務者の固定資産税の課税状況のうち次のもの

(ア) 土地の地目・地積及び評価額、課税標準額及び算出税額

(イ) 家屋の種類・構造・面積及び評価額、課税標準額及び算出税額

以上の内容を土地・家屋物件一覧により回答するもの

なお、諮問書の「2 目的外に提供することについて」の「(1) 目的外に提供する個人情報」のア及びイ中の「評価額等」の「等」については、課税標準税額及び算出税額であると、審議会の場で実施機関より口頭にて補足説明があった。

イ 目的外提供の相手方

他自治体の長

ウ 目的外提供の根拠規定

生活保護法第29条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、法第29条の規定に基づくものである。

法第29条の規定は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、…、報告を求めることができる。」と規定しており、自治体の長に、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した他自治体の長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、「申請のあった日から14日以内にしなければならない」業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外提供の必要性

本件の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会が、課税権者である市長が生活保護行政を行っており、そのために必要な生活保護業務をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有する者によって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、「保護の要否、種類、程度及び方法」（法第24条第1項）についての決定業務のために行うもので、迅速に取り扱われるべきものであり、扶養義務者に通知することにより、扶養義務者から差し止め請求がなされると要保護者の生活保護認定に支障が生じることから、扶養義務者に事前に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、目的外に提供することに伴う本人通知を省略し、事後通知することとした。また要保護者にも当該通知を省略し、照会があった市区町村長が「藤沢市に対し課税照会をして提供を受けた旨」を連絡し、後日文書での報告を求めるなどを条件とする。

件としたい。

(4) 提出資料

ア 生活保護法抜粋

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、法第29条の規定に基づくものである。

法第29条の規定は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、…、報告を求めることができる。」と規定しており、自治体の長に、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない義務まで課すものではない。

しかし、本件照会は生活保護業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。そして、本件の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会は、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められるものである。

さらに、本件照会は、正当な請求権を有した他自治体の長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、要保護者本人に関しては、提供先である他自治体の長が保護の決定事務を行うのであり、要保護者と接触する機会もある。

よって、当該通知を省略し照会があった市区町村長に対し要保護者に「藤沢市に対し課税照会をして提供を受けた旨」を連絡し、後日文書での報告を求めることを条件とするとのことであるので、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

一方、要保護者の扶養義務者に関しては、本件の目的外提供は、「保護の要

否，種類，程度及び方法」（法第24条第1項）についての決定業務のために行うもので，迅速に取り扱われるべきものであり，扶養義務者に通知することにより，扶養義務者から差し止め請求がなされると要保護者の生活保護認定に支障が生じる。

よって，扶養義務者には事前通知に代えて事後通知とするとのことであるので，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以上